

[第201回国会・質問第134号 参議院議員石橋通宏議員「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」\(2020年6月2日\)](#)

答弁書第134号 参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(2020年6月12日)

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

一 難民認定の実態について

1 難民認定申請者について

- (1) 2019年末時点で、難民認定申請中の者の数を示されたい。
- (2) 2019年末時点で、審査請求(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第1項の規定による異議申立てを含む。以下同じ。)中の者の数を示されたい。

一の1の(1)及び(2)について

令和元年末時点で難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第61条の2第1項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)中の者の数及び審査請求(入管法第61条の2の9第1項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)第75条の規定による改正前の入管法第61条の2の9第1項の異議申立てを含む。以下同じ。)中の者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

- (3) 2019年の難民認定制度の「濫用」の件数を示されたい。

一の1の(3)について

平成31年及び令和元年に地方出入国在留管理局等(地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局(出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)第2条の規定による改正前の法務省設置法(平成11年法律第93号)第21条第1項の地方入国管理局及び同法第22条第1項の地方入国管理局支局を含む。)をいう。)における振り分けの段階で明らかに濫用・誤用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件(「難民認定事務取扱要領」(平成17年5月13日付け法務省管総第823号法務省入国管理局長通知)に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。)の数は、B案件が281件であり、C案件が409件である。

2 難民認定者及び人道配慮による在留許可者について

- (1) 2016年から2019年に難民として認定された(審査請求手続における認定者を

含む。以下同じ。) 134 人のうち、複数回申請によるものおよび退去強制令書発付後に難民として認定された者の数を示されたい。

一の 2 の (1)、(2) 及び (4) 並びに二の 3 について

平成 28 年から平成 30 年までの間に難民と認定した者(審査請求手続において認定した者を含む。) 90 人のうち、2 回目以降の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は 5 人(速報値)であり、退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は 8 人(速報値)である。

[省略：後記一の 2 の (2) に記載]

平成 31 年及び令和元年に係るその余のお尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等、地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(2) 2016 年から 2019 年に難民としては認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた(審査請求手続の結果、在留を認められた者を含む。) 219 人のうち、複数回申請によるものおよび退去強制令書発付後に在留特別許可された者の数を示されたい。

一の 2 の (1)、(2) 及び (4) 並びに二の 3 について

[省略：前記一の 2 の(1) に記載]

また、平成 28 年から平成 30 年までの間に難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた者 182 人のうち、2 回目以降の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は 57 人(速報値)であり、退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は 85 人(速報値)である。

平成 31 年及び令和元年に係るその余のお尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等、地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 2017 年から 2019 年に難民として認定された者全てについて、難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間を示されたい。仮に統計がとられていないのであれば、2015 年 9 月に公表された「難民認定制度の運用の見直しの概要」で政府が述べているところの「真の難民の迅速かつ確実な庇護の推進」が実現されているか否かを評価することは不可能と考えるが、政府の見解を示されたい。

一の二の(3)及び二の二について

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

- (4) 難民認定事務取扱要領は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件」(A案件)、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件」(B案件)、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」(C案件)及び「上記以外の案件」(D案件)の四類型(以下「四類型」という。)に振り分けている。2019年に難民として認定された44名について、四類型別の内訳を明らかにされたい。

一の二の(1)、(2)及び(4)並びに二の三について

[省略：前記一の二の(1)及び(2)に記載]

平成31年及び令和元年に係るその余のお尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等、地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

- (5) 法務省は、2015年9月15日に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の(1)においていわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(内閣参質198第64号)の「一の二の(3)及び九の1について」で「現在においても引き続き検討中」とされていたが、現在の状況を明らかにされたい。

また、2019年に難民として認定された者のうち、いわゆる「新しい形態の迫害」に当たる者は含まれているか。含まれているのであれば、その人数及びどのような迫害を受けていたのかを明らかにされたい。

一の二の(5)について

御指摘の「いわゆる「新しい形態の迫害」に係る御指摘の「仕組み」の内容については、難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども参考にしながら、現在に

においても引き続き検討中であり、このいわゆる「新しい形態の迫害」を受けたことを理由に平成 31 年及び令和元年に難民の認定を受けた者はいない。

3 一次審査について

- (1) 2019 年に難民不認定処分を受けた者のうち、事情聴取が一度も行われなかった事案はあるか。あれば、その理由を明らかにされたい。

一の 3 の (1) について

平成 31 年及び令和元年に難民不認定処分をした者について、難民調査官が行った入管法第 61 条の 2 の 14 第 1 項に規定する事実の調査において、難民認定申請をした者に対する事情聴取を実施したか否かは網羅的には把握していないが、2 回目以降の難民認定申請において、それ以前とは異なる新たな難民の地位に関する条約（昭和 56 年条約第 21 号）上の迫害事由に該当する事情を主張していない場合であって、難民認定申請をした者が難民調査官による事情聴取を希望せず、かつ、過去の記録や申請書等の提出資料により難民の認定をするかしないかを判断できる等の理由により、事情聴取を行わなかった事案があることは把握している。

- (2) 2019 年 3 月に公表された「令和元年における難民認定申請者数等について」によれば、2019 年の一次審査処理数は一昨年と比べて約 47 パーセント減少し、平均処理期間は約 17 月と、2010 年以降最長を記録している。本来、難民認定申請は速やかに処理されるべきだが、処理数が大幅に減少している理由は何か。また、処理数を一昨年水準に戻すために、どのような措置を講じる予定か。政府の見解を示されたい。

一の 3 の (2) について

前段のお尋ねについては、平成 31 年 1 月 15 日に行った「難民認定制度の運用の更なる見直し」によって、濫用・誤用的な難民認定申請が激減したと考えられるところ、平成 31 年及び令和元年に処理した案件では、平成 30 年の処理案件の多数を占めた、比較的審査に時間を要しない濫用・誤用的な案件が減少した一方、難民の地位に関する条約上の迫害事由に明らかに該当しないとはいえ、審査に時間を要する案件が増加したことが、処理数減少の主たる理由であると考えている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「処理数を一昨年水準に戻すために」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、真の難民の迅速かつ確実な庇護のため、引き続き迅速な案件処理に努めていく考えである。

4 訴訟について

- 難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、2019 年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされた

い。加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後、又は、難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか。あれば、その理由を併せて示されたい。

一の 4 について

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、平成 31 年及び令和元年に提起された件数は 15 件、令和元年末時点までに終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で 68 件である。

また、平成 31 年及び令和元年において、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟における国の敗訴が確定した事案はない。

二 空港等での庇護申請関係の統計について

前述した通り、政府は 2015 年 9 月から「...難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っているという。空港は難民保護のまさに最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否かを示す、重要な指標である。そこで、以下質問する。

1 2019 年に一時庇護上陸許可を申請した者の数及び許可状況を国籍別に示されたい。

二の 1 について

お尋ねについては、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

2 2018 年及び 2019 年の空港における難民認定申請件数を、申請が行われた空港別に示されたい。仮に 2017 年までは統計がとられていたのにも関わらず、2018 年以降統計がとられておらず、空港における難民認定申請者の実態が把握されていないとすれば、難民条約第 33 条第 1 項が定めるノン・ルフールマン原則が遵守されているか否かを検証することすら不可能である。当該統計をとることに対する、政府の見解を示されたい。

一の 2 の (3) 及び二の 2 について

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

- 3 前記二の2に関し、2019年に空港にて難民認定申請をした者について、仮滞在の許可、不許可別の人数を示されたい。また、仮滞在が不許可となった者について、不許可理由別の人数を明らかにされたい。

一の2の(1)、(2)及び(4)並びに二の3について

[省略：前記一の2の(1)及び(2)に記載]

平成31年及び令和元年に係るその余のお尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等、地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

三 難民認定申請者の収容について

- 1 2019年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数と、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

三の1について

令和元年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は1,054人(速報値)であり、このうち、難民認定申請中のものの数は133人、審査請求中のものの数は273人(いずれも速報値)であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 2 2019年に出入国在留管理庁の収容施設に収容された者の数と、そのうち、空港から移送された者の数を、収容施設別に示されたい。

三の2について

平成31年及び令和元年の出入国在留管理庁の収容施設における入所人員の総数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。また、「そのうち、空港から移送された者の数」に関するお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四 保護費の支給状況について

- 1 2019年度(全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下四の5まで同じ。)について、保護費を申請した者の数、保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

四の1について

令和元年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給(以下「保護措置」という。)の申請をした者の

数は、574 人であり、保護措置を受けた者の数は、362 人である。

- 2 2019 年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間、平均受給期間をそれぞれ示されたい。

四の 2 について

外務省においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「委託先」という。）に委託しているところ、令和元年度における、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の平均は、約 56 日である。

また、令和元年度における保護措置を受けた者の平均受給期間は、約 11 箇月である。

- 3 2019 年に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳、申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

四の 3 について

平成 31 年及び令和元年において、保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不相当と判断された者の数は、115 人であり、その国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、アルメニア、イエメン、イラク、イラン、インド、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、コンゴ民主共和国、スリランカ、セネガル、中華人民共和国、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブルキナファソ、マリ、ヨルダン及びリベリアである。

また、平成 31 年及び令和元年における、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不相当である旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の平均は、約 51 日である。

- 4 2019 年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ESFRA」という。）の利用者数を性別、国籍別に示されたい。また、保護費の申請から ESFRA の利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

四の 4 について

令和元年度において、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「緊急宿泊施設」という。）を利用した者の数は、30 人であり、その男女別の内訳は、男性が 23 人、女性が 7 人であり、国籍別の内訳は、イランが 1 人、エチオピアが 3 人、カメルーンが 5 人、コンゴ共和国が 1 人、コンゴ民主共和国が 11 人、チュニジアが 6 人、トルコが 1 人、モロッコが 1 人、リベリアが 1 人である。

また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約 7 日、最短日数は零日、最長日数は 49 日である。

- 5 2019 年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、2018 年度及び 2019 年度の E S F R A の予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

四の 5 について

お尋ねの令和元年度の支給額は、①保護費が 1 億 3425 万 3663 円、②生活費が 8846 万 7097 円、③住居費が 3979 万 4705 円、④医療費が 599 万 1861 円である。

また、緊急宿泊施設の予算額は、平成 30 年度は 295 万 4880 円、令和元年度は 344 万 40 円であり、執行額は、平成 30 年度は 310 万 7135 円、令和元年度は 356 万 3191 円である。

五 難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議について

- 1 2018 年 10 月 31 日の第 2 回検証結果の公表以降の、難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の開催状況を明らかにされたい。仮に第 2 回検証結果の公表以降、有識者会議が開催されず、2016 年 12 月より後に難民認定手続が終了した案件に関して、有識者会議による検証が全く行われていないとすれば、この間に行われた四類型への振り分けの適正性は担保されていないと考えられるが、政府の見解を示されたい。

- 2 有識者会議の今後の開催予定を明らかにされたい。

五について

平成 30 年 10 月 31 日以降、御指摘の有識者会議の委員による会議は開催されておらず、また、今後の開催は未定である。

現在、難民認定制度の濫用・誤用的な申請の迅速処理等の対象となる案件の振り分けは、同会議による検証結果における指摘を踏まえて適正に行っているところであり、引き続き、案件の適正な振り分けに努めてまいりたい。

右質問する。

[了]